

議案第10号

岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」を「初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」に改める。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条第1項中「初任給調整手当は、次の」を「次の」に、「支給する」を「、第1種初任給調整手当として支給する」に改め、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第13条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第15条第2項第1号中「次項」を「第4項」に、「という。）」を「という。）」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に、「額の」を「額及び前項第1号に定める額の」に、「55,000円」を「71,400円」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(岩倉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)
- 2 岩倉市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年岩倉市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「初任給調整手当」を「初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」に改める。  
(地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岩倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第15条第2項」を「第15条第2項及び第3項」

に改める。